

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準
に関する規則第 57 条第 2 項の考え方

令和 5 年 3 月 2 日
技 術 基 盤 課

令和 5 年 1 月 18 日に東北電力株式会社から確認のあった実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 5 号。以下「許可基準規則」という。）第 57 条第 2 項の考え方については以下のとおり。

- 許可基準規則第 57 条第 2 項において要求される常設の直流電源設備（以下「第 3 電源」という。）は、同条第 1 項により設置が求められる重大事故等対処設備が機能を喪失した場合においてその機能を代替することが求められるものであり、重大事故等が発生した場合に同条第 2 項に規定する炉心の著しい損傷等を防止できるよう必要な設備に給電することが求められる。
- したがって、第 3 電源に必要な容量の設定にあたっては、起因として直流電源設備が喪失するか否かにかかわらず想定される重大事故等が発生した場合に、同条第 2 項に規定する炉心の著しい損傷等を防止するために必要な設備に給電ができる容量以上とする必要がある。